

今治市広告事業実施要綱

平成31年2月8日制定

今治市要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため市が行う広告事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるもののうち、市長が広告を掲載することが適当であると認めるものをいう。

- (1) 広報誌その他市が発行する印刷物
- (2) 市が管理するWEBページ（ホームページ）
- (3) 不動産
- (4) 物品
- (5) その他広告媒体として活用可能なもの

第2章 広告実施の方法

(広告方法)

第3条 市長は、広告事業として、広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品の受入、広告印刷物の配布等）を用いて、民間企業等の広告を掲載、掲出等（以下「広告掲載」という。）することができる。

2 広告事業に伴い公有財産を使用させる場合は、今治市公有財産事務取扱規則（平成17年今治市規則第57号）の規定に則って、次に定める方法により、当該公有財産の貸付け又は目的外使用許可を行う。

- (1) 行政財産の使用の場合
 - ア 壁面使用その他敷地の利用を目的としない行政財産の使用 貸付け
 - イ ア以外の使用 目的外使用許可
- (2) 普通財産の使用の場合 貸付け

(広告掲載の対価)

第4条 市長は、前条第2項の貸付け又は目的外使用許可による貸付料又は使用料のほか、広告掲載の対価として、広告を掲載する事業者等（広告取扱業者を含む。以下「広告主」という。）から広告掲載料を徴収することができる。

(事務の所管)

第5条 広告掲載の所管課は、広告媒体を所管又は管理する課とする。

第3章 広告主の決定等

(広告掲載の範囲)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題等についての主義主張に該当するもの
- (6) 個人の名刺広告に該当するもの
- (7) 美観風致を害するもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (9) 市が推奨していると思わせるもの
- (10) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (11) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと市長が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は広告主としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告主とすることが適当でないと市長が認める者

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準（以下「広告掲載基準」という。）は、別に市長が定める。

(広告主の募集)

第7条 部長は、その所管又は管理する広告媒体に広告掲載をしようとするときは、この要綱及び広告掲載基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項を個別の要領として定め、次に掲げる募集の条件を明示して、広告主を募集するものとする。

- (1) 広告掲載の方法
- (2) 募集する広告の規格及び数量
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 募集の期間及び応募の方法
- (5) 広告掲載の対価の基準となる額
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の募集に応募しようとする者は、前条第2項に掲げる者に該当しないことを証明する書類を添えて、個別に定める要領に従い申込むものとする。

(募集に対する決定)

第8条 部長は、募集に対する広告主の決定に当たっては、広告掲載の対価により決定する。ただし、特別の理由があるときは、別の方法により決定することができる。

2 部長は、前項の規定により広告主を決定したときは、その結果を申込者に通知する。

(広告主からの申込み)

第9条 部長は、第7条の規定にかかわらず、広告主から申込みがあったときは、募集によらず、広告主を決定することができる。

(手続)

第10条 課長は、広告主を決定するときは、行政改革担当の課長及び部長の合議を経て、部長の決裁を得なければならない。

2 部長は、広告主を決定したときは、広告実施方法に応じて、許可、契約その他必要な手続をとらなければならない。

(契約書の作成)

第11条 部長は、広告掲載を行うときは、次に掲げる事項を記載した契約書により契約を締結しなければならない。ただし、広告事業の実施方法等により契約締結の必要がないと認められる場合については、この限りでない。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告掲載料に関する事項
- (3) 広告掲載の期間に関する事項
- (4) 広告掲載料の納入期限及びその方法並びに遅延利息に関する事項
- (5) 広告掲載契約の解除に関する事項
- (6) 広告主の責務に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項に掲げる事項は、契約の性質又は目的により必要ないと認められるときは、これを契約書から省くことができる。

(広告掲載契約の解除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに、広告掲載契約の解除をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載をしないとき。
- (2) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行った

とき。

- (3) 広告主が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主又は広告の内容等が、この要綱及び広告掲載基準の規定に違反したとき。
- (6) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

第4章 広告主の責務

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等を含め掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

第5章 広告審査委員会

(広告審査委員会)

第14条 広告掲載の適否について審査するため、必要に応じて今治市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。
- 3 審査会の委員長は副市長をもって充て、委員は部長のうちから委員長が指名する者及び審査案件の所管部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、行政改革担当部長が、その職務を代行する。

(会議)

第15条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管又は管理する課長及び審査する内容に関連する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

第6章 雜則

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の今治市広告事業実施要綱は、同日以後に行う広告主の募集に係るものについて適用する。